

須坂市農業委員会 令和7年8月総会 議事録

1 招集 令和7年8月29日(金) 午後3時

2 開会 令和7年8月29日(金) 午後3時

3 閉会 令和7年8月29日(金) 午後3時23分

4 場所 須坂市役所防災活動センター 活動室1

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦		7番	春原 博		16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭		8番	原千賀子		17番	丸山雅之
"	2番	後藤文夫		9番	小林 昇		18番	吉田幸夫
"	3番	湯本か代子		10番	吉池寿一		19番	小林郁雄
"	4番	黒岩基之		11番	勝山修一		20番	増田光輝
"	5番	山岸幸子		12番	目黒孔一			

6 欠席した農業委員 5番 山岸幸子委員、10番吉池寿一委員

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用
集積等促進計画案の意見聴取について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 横山 哲也 横山 哲也 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会6月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、5番山岸委員、10番吉池委員から欠席の連絡がありました
が農業委員総数 14 人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報
告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり
議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 ご苦労様です。危険な猛暑により災害的な被害を心配。農作物の生育に影響が出なけ
ればよいと思っている。
農作業の方も大変忙しくなってきてると思いますが8月総会に参考いただきありが
とうございます。

- 議長 8月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願ひ申し上げます。
それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第15条の規定により、9番小林 昇委員、11番勝山修一委員をご指名申し上げます。
- 議長 はじめに、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数2件を議題といたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようありますので、これより質疑意見に入れます。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
よろしいですか。他に何かありますか。
ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
ないようありますので、採決いたします。
議案第13号の2件について、決定と決するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第13号の2件については決定と決しました。
- 議長 次に、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願ひいたします。
ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございますか。
ないようありますので、これより質疑意見に入れます。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。
No.1について現状とすると違反転用のところがあるが、始末書のようなものの提出はあるのか。
事務局 提出をいただいております。
議長 他にありますか。ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようありますので、採決いたします。
議案第14号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第14号の1件については意見可と決定しました。
- 議長 次に、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数3件について審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願ひいたします。
No.2・No.3について、どのような株式会社なのか。営農計画書の提出はあるのか。
現在は県外で営農中。市内でも一部借受によりリンゴ栽培。土木系会社が母体であり、重機もあるため、畑もきれいに管理いただいている。ももやりんご栽培を中心に営農計画している。
議長 他にありますか。ないようありますので、これより意見聴取に入れます。
農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。

議長 異議はございませんか。
ないようありますので、採決いたします。
議案第 15 号の 3 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 15 号の 3 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 2 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件でご質問はございませんか。
ないようありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、8 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 8 月 29 日

議長

署名委員

署名委員